



中華人民共和国成立70周年祝賀会が盛大に開催

9月26日(木)、名古屋市内のホテルにて中華人民共和国成立70周年祝賀会が開催され、大村秀章・愛知県知事、広澤一郎・名古屋市副市長、小澤哲・(一社)東海日中貿易センター会長が来賓を代表して祝辞を述べた。祝電紹介の際、豊田章男・トヨタ自動車(株)代表取締役社長のビデオメッセージが披露された。続いて、太田宏次・(NPO)愛知県日本中国友好協会会長が乾杯の音頭をとり、政界、経済界、友好人士など500余名が出席し、盛大に開催された。



引き続き揺るぎなく習近平新時代の中国特色のある社会主義思想を導きとし、全面的に改革を深化させ、対外開放を拡大し、開かれた世界経済と多国間貿易体制を維持し、そして、お互いに尊重し、公平正義で、協力がウィンウィンである新たな国際関係と人類運命共同体を世界各国と共に構築していきたい。

現在、中日関係は継続的に改善・発展しつつある。今年6月、習近平主席はG20大阪サミットに出席し、安倍首相と会見した。両国首脳は、新時代の要求に相応しい中日関係の構築について十項目の重要な共通認識に達し、それは未来の中日関係の発展に方向性を示し、強力なエネルギーを注いでいる。

新しい情勢のもと、我々は日本側と共に、両国指導者のリーダーシップのもと、チャンスを掴み、新時代の中日関係の内容を充実させ、両国関係を長期的、安定的かつ健全に発展させていきたい。

日本中部地域は、対中友好の優れた伝統を持って

【劉曉軍総領事 -挨拶要旨-】

70年間、我々は世界第二位の経済体を築き上げ、7億人を貧困から脱却させ、世界最大の中間所得層と巨大な国内市場を育てあげた。我々の工業生産高、並びに貨物貿易額は断トツで世界1位となり、14億の中国人は昂然と現代化に向かっている。

中国の発展は、自国民だけでなく、日本を含む世界各国にも大きなチャンスをもたらしている。近年、中国が世界の経済成長に対する寄与率は30%を維持し、世界経済の重要な成長エンジンとなっている。今年上半期、一国主義と保護主義が台頭し、自由貿易とグローバル化に逆風が吹くような複雑で厳しい国際情勢の中、中国国内総生産(GDP)は前年比6.3%伸びた。新設された外資系企業は2.1万社に達し、外商直接投資の実質利用額が4,700億元余りになり、前年同期比で7.2%増えた。今後、我々は

目次

中華人民共和国成立70周年祝賀会が盛大に開催	1
【訪中報告】中部経済界訪中団 河北・北京・天津を訪問	3
友好交流事業 第四回 日中友好・錦秋の集い	7
第11回 日中友好杯ゴルフコンペ開催	7
交流記録	8

11月以降の行事案内	9
西安デスクNEWS	11
【寄稿】北京・LINDAの知財権便り～中国国家知識産権局、上半期のデータを発表～	12
【寄稿】撤退スキームの論点及び土地政策と移転	14
中国短信	16
中国経済データ	18

いる。名古屋がピンポン外交の発祥地として、戦後の世界史に大きな足跡を残した。中日関係が改善・発展するに伴い、日本中部地域と中国の各分野における交流、並びに協力が盛んに展開されている。今年5月、大村知事が訪中団を率いて、北京市、河北省、上海市、浙江省、広東省などを訪れ、広東省と友好提携を締結した。一方、中国広東省、江蘇省、山西省、重慶市など地方政府の代表団も次々と来日し、互いの交流と協力事業を推進し、科学技術イノベーション、省エネ環境保護、人工知能、ヘルスケア・介護、観光などの各分野において、大きな成果が得られており、それは中日関係の発展、国民感情の増進及びウィンウィン関係の実現に重要な役割を果たした。

青少年は国と民族の希望であり、中日関係の未来の担い手でもある。今年が中日青少年交流推進年であり、当館主催の中日友好中部六県100人大学生訪中団と令和遣中使愛知県高校生訪中団が、中国の江蘇省と上海市へ成功裏に訪問を果たした。今後もこのような交流事業を引き続き展開し、より多くの若者に中日友好事業に参加してもらい舞台を提供していく。

今、世界は、百年未曾有の大変動に直面しているが、平和と発展が依然として時代のメインテーマである。中日関係の継続的な改善は、両国国民に幸福をもたらす、時代の流れにも相応しいものである。私どもは中部地域各界の皆様と共に、新時代に相応しい中日関係の構築に力を尽くし、中日関係を世界平和の維持と共同発展を促進する重要かつ積極的な要素にしていきたい。(以上)

【小澤会長 - 挨拶要旨 -】



中国は建国以来、多くの試練を乗り越え、独自の社会主義国家を確立すると同時に世界第二位の経済大国になる迄に発展してきた。この発展の原動力が

1978年より実施された対外開放政策である。無から有へ、40年以上に亘り、後戻りすること無く、前進し続ける開放政策により、中国は新たなステージへと大きく飛躍した訳である。

ここに至るまでの中国の皆様方の粘り強いご努力に大いなる敬意を表する。

この間、日中関係も大きく発展した。経済面では、1972年の国交正常化以降、貿易のみならず投資の分野に於いても次第に相互依存関係を深め、グローバルサプライチェーンの一角をなす迄に関係を深めてきた。本年6月、両国首脳が「公平、無差別、そして予測可能なビジネス環境を提供する」ことに合意した事は、日中経済関係を今後更に発展させる上で大変意義深いものと考えている。

一方政治面に於いては、両国間に存在する「矛盾と意見の相違」を上手くマネージすることができず、困難な状況に陥った時期もあったが、本年6月、両国首脳が中国の建国70周年、日本の令和という新しい時代を迎え、それぞれ「日中両国は歴史的なスタートラインに立った」或いは、「競争から協調へ、新しい時代の日中関係を構築する」と、述べるなど両国の関係は更に一段の高みに登った様に感じられる。

今日、反グローバリズム、或いは保護主義の動きが顕わとなり、自由貿易体制は大きなチャレンジを受けている。新しい時代の関係構築を目指す両国が、理性と忍耐をもって、自由貿易体制の維持、発展に向け協働していく事を大いに期待している。

今年の夏、先程の総領事のお話にもあったが、中部6県から約100名の大学生が名古屋総領事館の招待を受け、中国江蘇省を訪問交流した。中日青少年交流事業の一環であり、今後5年間で3万人の交流が計画されているとの事。程永華前駐日大使も言われていたが、「日中両国の間にある『矛盾と意見の相違』は、建設的にマネージする必要があるが、これを支えるのは民間交流、地方交流にある」と言うことである。今日、日中間の良好な関係も、困難な時期にあっても守り続けて来た民間交流、地方交流が有ればこそと思っている。その意味で劉曉軍総領事はじめ歴代の名古屋総領事の皆様方が果たしてこられた役割には大変大きなものがあり、心から感謝申し上げます。改めて、本日、建国70周年を心からお慶び申し上げます。(以上)

中部経済界訪中団 河北・北京・天津を訪問

当センターの「2019年 中部経済界訪中団」は、10月14日から18日の5日間にわたり、河北省、北京市および天津市を訪問した。

小澤哲会長(豊田通商(株)シニアエグゼクティブアドバイザー)を団長に、矢木伸介協議員(アイシン精機(株)エグゼクティブアドバイザー)を副団長とした総勢23名が河北省人民政府、雄安新区、中国商務部、日本国大使館、中国国際貿易促進委員会の幹部と意見交換を行った。

なお、10月13日から訪中予定であったが、台風19号の影響より出発日を一日繰り延べている。



張副省长からは、「習近平国家主席自ら指揮している国家プロジェクト“京津冀(けいしきん)協同発展”“雄安新区の建設”“北京冬季オリンピック開催の準備”は河北省を中心に行われており、河北省には千載一遇のチャンスが到来している。中日両国が各分野で協力を進め、共同の発展を目指していきたい。特に雄安新区については未来のイノベーションに向けて協力を検討いただきたい」と説明・提案があった。

小澤会長はこれに対し、「台風の襲来により我々の日程が大幅に遅延したにも関わらず、暖かくお迎えいただいたことに心より御礼申し上げたい。今回、河北省訪問のきっかけは、河北省外事弁公室の前主任で、現在は中国駐名古屋総領事である劉曉軍総領事の尽力によるもので、劉総領事にも深く御礼申し上げたい。2022年の北京冬季オリンピックに向けて、我々の企業でもどのような協力ができるのか、様々な議論が進められていると私も理解している。北京市、天津市、河北省の一体化を目指した京津冀一体開発のその中心地が雄安新区だと理解している。北京冬季オリンピック、更には将来の京津冀一体開発に向けて、我々の企業が中国企業と一緒にやってどのような協力ができるのか検討が進んでいけば、こんなに嬉しいことはない」と応じた。

会見後、河北省人民政府による招宴が開催され、

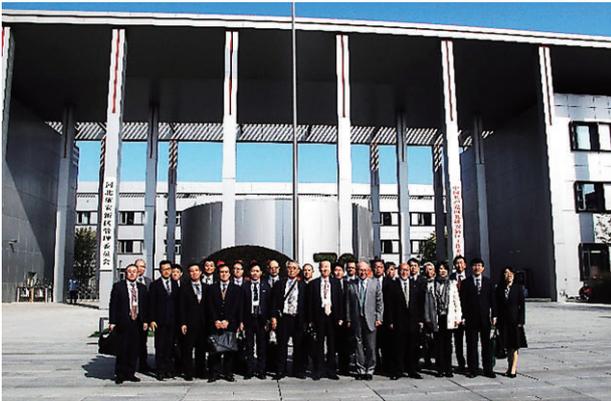
10月	時間	主な活動
14日 (月)	午前 午後 19:40 20:20	中部国際空港から天津市へ 高速鉄道にて石家庄市へ 張古江・河北省副省长と会見 河北省人民政府による招宴 (石家庄市泊)
15日 (火)	朝 10:30 午後	石家庄市から雄安新区へ (高速鉄道+バス) 雄安新区 北京市へ(バス) (北京泊)
16日 (水)	10:00 15:00	中国商務部 在中国日本国大使館 (北京泊)
17日 (木)	11:00 午後	中国国際貿易促進委員会 天津市へ(バス) (天津泊)
18日 (金)	10:00 午後	エアバス天津 天津国際空港から中部へ帰国

◇張古江・河北省副省长との会見

14日、我々は天津市を経由し、夜に河北省省都・石家庄市に入り、同日夜に宿泊ホテル内で張古江・河北省副省长と会見した。

懇親を深めた。

◇河北雄安新区



15日朝、石家庄市を後にし、高速鉄道とバスを乗り継ぎ、中国政府が国家プロジェクトとして開発を進めている雄安新区を訪問した。雄安新区では約2時間半滞在し、次の活動を行った。

- ①PR動画の視聴
- ②展示センター（パネル、ジオラマ）の見学
- ③劉樹軍副主任との会見
- ④昼食会
- ⑤自動運転車の試乗

PR動画は日本語版が用意され、国の威信をかけて企画・建設が行われている内容となっていた。

展示センターは今年1月の習近平主席の視察に合わせて建設されたもの。スピードよりも質を追求し、企画に時間をかけてじっくり進められていることが説明されていた。

新区の行政機関である管理委員会には中央政府から各分野の精鋭の人材が集められているとされ、会見では、中国科学院から派遣されている劉樹軍副主任が我々を迎えた。



劉副主任は「雄安新区は2年ほど前の2017年4月1日に党中央と国務院が設立を発表した通り、習近平国家主席自ら発案したものである。設立の目的は北京の非首都機能の受け皿を作ることである。多くの大都市と同じく、北京市では渋滞、人口の過密、環境汚染が深刻化している。これらの大都市病

を解決するために雄安新区を設立することになった。「雄安品質」という質の高い都市建設のモデルを作り、それを中国全国に展開する予定である。深圳特区、上海浦東新区の建設に次ぐ、歴史的な選択、千年の大計、国家プロジェクトに位置付けられている。歴史的な選択という言葉が示すように、深圳特区、上海浦東新区をコピーするつもりは全くない。①グリーン(クリーン)な発展、②イノベーションの発展、③(人と環境との)調和の発展、④科学技術の発展、という4つの特徴を持たせる計画である。完成予定の2035年にはそれらの特徴がそろっているはずである。2050年、中国の第二の100年計画が完了する年には、現代的な街が完成し、北京・天津の都市群の一角を成す予定である。私からは3点提案したい。①人的交流を強化したく、皆様にはより多くの日本の皆様に紹介していただき、今後も頻繁に足を運んでいただきたい。我々からもぜひ日本に視察に行きたい。②より多くの中部経済界の皆様が雄安新区の事業に参画いただきたい。我々としてはハイレベルな製造業、エコ産業、スマート産業を重視しており、これらの分野で皆様と協力を深めていきたい。③中日関係を発展させたい。これまで受け入れてきた外国からの来訪者のうち半分は日本が占めている。中部経済界との皆様との交流・協力を推し進め、中日関係の新たなハイライトを開いていきたい」と日本との交流・協力を積極的に進めていく意向が示された。



自動運転車の試乗では百度(Baidu・バイドウ、中国検索エンジン最大手)の自動運転システム「アポロ」を搭載した自動運転車「アポロン」に10分ほど試乗体験した。最高速度は時速40kmだが、試乗では通常時速20km以下で走行。雄安新区は観光客も多く、

観光客が自動運転車に近寄ると自動ブレーキが作動することが確認された。

また区内には自動販売車や自動清掃車も走行しており、幅広い分野で実証試験が行われていた。

雄安新区の視察を終えた後、バスで約2時間半をかけて北京市へと移動した。



◇中国商務部

16日午前中国商務部を訪問し、アジア担当のトップである李成綱部長助理(右写真)らと意見交換に臨んだ。

小澤会長は商務部が主導してきた改革開放政策について感謝を伝えた



上で「日本のマスコミまたは日本の経済新聞は中国経済がこれから深刻な危機に陥るのではないかとの観測を報じている。米中貿易戦争を受けて中国経済が減速する、あるいは中国国有企業、地方政府の債務の返済が滞るのではないかといった記事が散見される。それらは私の中国訪問で実感している肌感覚とは随分ズレがある。その辺りについて李部長助理より“現実はこちらなんだ”というお話を頂戴したい」と質問を投げかけた。

この質問に対し、李部長助理は「中国経済は全体としては安定しているものの、外部環境による不確定な・不安定な要素が増しており、輸出に影響が出ている。こうした複雑な厳しい情勢に対応するため、我々も積極的に措置を講じている。中国経済そのものにも粘り強さ、潜在力、改善の余地があるため、輸出や外資導入は発展の中で質的な向上という勢いは保たれている。今年1-9月の輸出入は前年同期比2.8%増と、全世界の平均を上回っている。過去最高を記録した、昨年の輸出入総額を更に

更新している。今年に入って中米貿易摩擦が激化しているにも関わらず、このような成績を残せていることは大変意義がある。中国の今年上半期のGDP成長率は前年同期比6.3%増と、中国内外に下押し圧力がある中でも全体的には安定している。これ正に会長がお話になった肌感覚との差(ズレ)ではないかと思う。現在のマスコミはネガティブな報道を行うことで、注目を集めようする傾向がある。改革開放は中国の基本的な国策であり、70年代に始め40年経つが中国にとって必勝の技だと我々は総括している。今年3月には「外商投資法」を公布し、知的財産権の保護を含めた、外資の権益の保護を強化し、外資にとって安定的、透明性があり、予測可能なビジネス環境を提供している。我々が外資を歓迎するというこれまでの立場は全く変わっていない。続いて国内消費について述べたい。今年上半期のGDPが6.3%増となった背景には消費が果たした役割が大きく、消費によるGDPへの寄与度は60%に達している。中国には14億もの人口があり、4億もの中間所得者が存在しており、消費のグレードアップが上昇段階にある。そのため消費市場は潜在性が高く、粘り強さがあり、成長性が高いと思う。今年1-8月の小売総額は8.2%増え、中高速の成長を保っている。自動車の販売台数については18年から前年割れしており、最近になって下げ幅が縮小しつつある。國務院では新車販売規制の撤廃、中古車取引の活性化、自動車消費の潜在性の引き上げに関する文書を発表している。これらの政策の共通点は市場化の手段により、下振れ圧力に対応しようとしている点であり、補助金の支給などは盛り込んでいない。ただし、中国の消費全体としては拡大を続けており、このボーナスを中部の企業の皆様にも分かち合ってもらいたいと思う。一国主義、保護主義については、今年に入って国際機関であるWTO、IMF、世界銀行は世界経済の先行きを悲観視する談話を発表し、成長予想を下方修正した。その要因には我々中国の内部的なものもあるものの、やはり外的要因である一国主義、保護主義の影響が大きいと思う。世界最大の経済大国である“とある国”が国際ルールを違反し続けているが、中日両国は自由貿易体制の保護者であり、支持者であり続けるよう協力を強化しなければならないと思っている。自由貿易体制こそ人々に恩恵をもたらすことは歴史が証明してい

る。「とある国」は自国ファーストを強調しているが、それは世界経済を破壊することであり、長く続かないと思う」と見解を示した。

◇在中国日本国大使館

16日午後、日本大使館内にある大使公邸を訪問し、横井裕大使ら大使館幹部より①中国情勢、②中国外交、③日中関係について説明を受けた。



横井大使は「ちょうど先日10月1日に70周年の軍事パレードが行われた。10年前と比べると、今回の方が規模や質は上回っている。ただし10年前はちょうど中国のGDPが日本と並んだ年であり、中国の方のパレードに対する感想はようやくここまで上り詰め、改革開放の結果、中国の経済がここまで進んだということで、自信や将来に対する展望に満ち溢れていたように思った。その後も中国は成長を続けており、その時の展望は間違いがなかった。そして今回の70周年のパレードは規模が大きくなったことはわかったものの、報道にもあるように米中貿易摩擦、中国国内の経済不安、香港情勢といった様々な不安もあり、ダメというほどではないものの、10年前と比べると先々に対する見通しはやや不透明になっているように思われた。経済状況については、今年3月の全人代では、厳しい現状を率直に認め、2019年のGDP成長率目標を「6～6.5%」に設定され、その結果、2019年第2四半期の成長率は6.2%となり、日本では「中国が経済減速、ついに減速」のような報道がされたが、「それでも6.2%も成長している」とも言え、どう評価するかは意見が分かれるところではないか。いま中国のGDPの母数は日本の2.7倍～3倍ある。それが年間6%伸びるということは少し前の時点でベトナムとタイを加えた分にあたり、昨年に至ってはこの2つの国に台湾も加えた分のGDPが伸びていることに相当する。これが実態であり、以前の二桁成長に比べたら減速しているのは確かだが、GDPの母数が我々の慣れ親しんだ日本の9分の1とか、4分

の1とか、日本と同じ位といった時期とは異なり、すでに日本の2.7倍～3倍になっていることを踏まえると、いくら減速したからと言っても絶対額の増加は相当大きいと押さえておくべきだ。今年7月の党中央政治局会議では、下半期の経済運営について、米中貿易摩擦への効果的な対応、製造業・民間企業への中長期的融資増加、不動産を短期の経済刺激の手段としないこと等が決まり、なかでも不動産を短期の経済刺激の手段としないことは大変重要で、ここは歯を食いしばって経済の体質強化を図ろうとしているのだと思う」と中国情勢について説明した。

◇中国国際貿易促進委員会

17日午前、中国国際貿易促進委員会を訪問し、同会の高燕会長らと会見を行った。

高会長は「先日建国70周年の式典が盛大に開催されたが、これまでの成果は中国共産党が中国人民をリードしてきた成果である。また国際社会からのご支援の成果でもある。我々企業家の団体としては、中国企業との日本を含む諸外国の企業との実務的なビジネスを重ねてきた成果とも言える。とりわけ改革開放政策以降はそのように言える。中国は改革開放政策を始めて以降、一貫して開放のドアを開け続けている。中国貿促会としても日本を含む外資にビジネス環境を整備・改善するために様々な取り組みを行っており、ビジネスでの問題解決に向けて、皆様から頂いた意見を国務院関連部門(商務部など)に報告し、意見を取り入れてもらえるよう取り組みを行っており、我々から国務院関係部門に上奏した意見は国務院からも重視いただいており、実際に法律の制定や政策に反映されたものもある。国務院の総理、副総理も我々のこうした取り組みを支持しており、我々は一つ一つ具体化できるよう進めている。東海日中貿易センターの皆様中国ビジネスについても環境を改善すべき点がありましたらご意見をお寄せください」と、投資環境の改善に今後も取り組む意思が示された。



最終日18日は午前天津空港に隣接するエアバス天津の工場見学を行い、午後の便で天津空港から中部空港へと帰国した。

友好交流事業

第四回 日中友好・錦秋の集い

10月5日(土)と6日(日)の2日間にわたり「第四回日中友好・錦秋の集い」が、中部国際空港(セントレ



ア) 4階イベントプラザで開催された。

5日午前11時より開催された開幕式には劉曉軍・中国駐名古屋総領事、近藤昭一・衆議院議員、日中友好議員連盟幹事長、広澤一郎・名古屋市副市長、伊藤辰・常滑市市長、犬塚力・中部国際空港社長、岡崎温・(公社)日本中国友好協会理事長、太田宏次・NPO法人愛知県日本中国友好協会会長、鄭興・(一社)名古屋華助中心主任、董剛・「第四回日中友好・錦秋の集い」会長はじめ、当地域の政界、文化界、友好団体の責任者、華僑華人団体、中国資本機構の代表などが出席した。当センターからは大野大介専務理事兼事務局長が出席した。

第11回 日中友好杯ゴルフコンペ開催

10月19日(土)、さなげカントリー(愛知県豊田市)にて「第11回日中友好杯ゴルフコンペ」が、当センター、NPO愛知県日本中国友好協会、中部日本新華僑華人連合会との共催により開催された。

同コンペは李天然・元駐名古屋総領事(現、中国駐大阪総領事)の発案によって始まり、日中友好を願う双方のゴルフ愛好者が積極的に参加を重ね、今回で第11回目を迎えた。

当日は62名が和やかな雰囲気の中、ゴルフを通じて日中交流を行った。

始球式は、劉曉軍・中国駐名古屋総領事館総領事、小澤哲・東海日中貿易センター会長、彭文献・江門市崖門新財富環保工業有限公司副總經理、大矢裕慈・NPO法人中部日中経済交流会会長の4名によって同時に打つ形式で、賑やかに開始された。

プレー終了後、15時30分より、パーティー並びに表彰式が行われた。

優勝者(高見昌伸氏 伊勢湾海運(株)代表取締役専

務)には優勝トロフィーと、副賞として中国名古屋総領事館から唐三彩置物が、更に鈴与(株)からフジドリームエアラインズ(FDA)ペア航空券が贈られた。

今回も多くの関係企業から協賛品を賜ったことで、参加者全員に豪華賞品が贈られた。





は、中国駐名古屋総領事館及び当センターの協力のもと、東海地区との経済交流を一層深めたいと希望された。

陳彦報 河北省商務庁副庁長

楊輝強 河北省展示会促進センター主任

杜進京 河北省展示会促進センター行政事務部長

程世強 万展(北京)国際展覧有限公司社長

11月以降の行事案内

後援行事

「第37回全日本中国語スピーチコンテスト愛知県大会」

日 時：11月2日(土) 12:30～(予定)
 会 場：愛知工業大学自由ヶ丘キャンパス
 主 催：特定非営利活動法人愛知県日本中国友好協会、江蘇省人民対外友好協会

後援行事

「メッセナゴヤ2019」

日 時：11月6日(水)～9日(土)
 10:00～17:00
 会 場：ポートメッセなごや(名古屋港金城ふ頭)
 参 加：無料
 主 催：メッセナゴヤ実行委員会

共催セミナー

「当面の中国経済情況と日系企業事例報告」

日 時：11月11日(月) 13:30～17:30
 会 場：名古屋銀行協会2階
 講 師：華鐘コンサルタント 古林恒雄総経理ほか
 参 加：無料

後援行事

「香港市場の価値と今後

～アジアの中心、香港から世界を目指す～」

日 時：11月12日(火) 13:30～15:00
 会 場：名古屋商工会議所 3階 第1会議室
 講 師：永井 憲 Sake Central共同創業者
 参 加：無料

後援行事

「ファーウェイと米中貿易戦争

～中国のイノベーションは何処へ?～」

日 時：11月16日(土) 12:30～17:30
 会 場：愛知大学名古屋校舎 講義棟L307教室
 第一部 基調講演

「中国のイノベーションモデル」

呉 曉波 浙江大学社会科学部部長

「5G時代のイノベーションとインテリジェント
 社会の共創」

陳 浩 ファーウェイ・ジャパン 社長

第二部 研究報告

「ファーウェイと中国のイノベーションモデル
 ～日本の視点から～」

丸川知雄 東京大学 教授

「米中貿易戦争と日本の対応」

大橋英夫 専修大学 教授

「米中貿易戦争と日中関係」

鈴木 隆 愛知県立大学 准教授

第三部 パネルディスカッション

参 加：無料

主 催：愛知大学国際中国学研究センター

部会セミナー

「米中摩擦下のハイテク産業」

日 時：11月18日(月) 13:30～16:30
 会 場：名古屋商工会議所ビル5階 会議室D
 講 師：東京大学 社会科学研究所
 丸川知雄 教授
 参 加：無料 ※定員80名(先着順)

後援行事**「愛知大学中国公開講座 特別編****「永遠の隣人:日中の歴史から考えるアジアの未来」**

日 時: 11月23日(土) 12:20 ~ 13:50

会 場: 愛知大学 車道キャンパス

コンベンションホール

講 師: エズラ・F・ヴォーゲル

ハーバード大学 名誉教授

参 加: 無料

主 催: 愛知大学国際中国学研究センター

後援行事**「江蘇杯中国語スピーチコンテスト」**

日 時: 12月7日(土)9:00 ~ 17:00(予定)

会 場: 愛知大学名古屋キャンパス

グローバルコンベンションホール

主 催: 江蘇国際文化交流センター、南京大学、
愛知大学

参 加: 無料

後援行事**「第1回中国遼寧省輸出商品展示会」**

日 時: 12月3日(火) ~ 5日(木)

10:00 ~ 18:00(最終日は17:00まで)

会 場: マイドームおおさか2階、3階

主 催: 遼寧省商務庁

主催セミナー**「2020年中国人事労務のトレンド~日中社会保障協定、
外国人就労許可の現状、2020年昇給予測~」**

日 時: 12月13日(金) 14:30 ~ 16:30

会 場: 名古屋商工会議所ビル3階 第1会議室

講 師: 清原 学 (株)名南経営コンサルティング

人事労務コンサルティング事業部

シニアコンサルタント

参 加: 無料 ※定員60名(先着順)

中国企業信用調査のご案内

一般社団法人東海日中貿易センターでは1994年4月より中国の専門機関とタイアップし、中国企業信用調査を行っております。中国企業信用調査は、既存・新規の取引先、競合他社のベンチマーク、合併パートナー候補などに対する調査です。中国全土に及ぶ情報ルートにより、貴社のご要望にお応えできるよう中国企業をあらゆる角度から調査し、調査報告書(日本語)をお届け致します。

調査タイプ**①総合信用調査:**

企業概要、登記情報(過去の変更記録を含む)、株主構成、董事構成、組織構成、従業員構成、保有建物・設備、仕入・販売状況(品目、決済方法を含む)、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、通常2年分)、経営分析、取引銀行、沿革、企業・業界の現状と見通し、信用評価

②ビジネス信用調査:

総合信用調査の簡易版で、財務諸表もレポートの記載対象に含まれます。

③財務諸表調査:

登記情報、株主構成、財務諸表(貸借対照表、損益計算書)。

調査料金(消費税別)

		所要期間	会員企業	非会員企業
総合信用調査	普通	25日	80,000円	110,000円
	至急	15日	110,000円	140,000円
ビジネス信用調査	普通	20日	40,000円	60,000円
	至急	10日	60,000円	90,000円
財務諸表調査	—	5日	30,000円	45,000円

【お問い合わせ・お申込み】 一般社団法人 東海日中貿易センター 業務グループ

TEL:052-219-4820 FAX:052-219-4823

URL <http://www.tokai-center.or.jp> E-mail: gyoumu@tokai-center.or.jp

長安号、初の果汁専用列車が運行

9月18日、中欧班列・長安号(西安-モスクワ)果汁専用列車が西安港を出発し、陝西省産の濃縮りんご果汁1,200トンの初めてロシアへ輸出されることとなった。

午前10時58分、りんご果汁を満載にした長安号が西安鉄路コンテナセンターをゆっくりと出発、列車はそのまま北へと進み、満州里の税関から国境を出て、目的地であるロシアの首都モスクワまで約12日間で到着した。今回輸送した1,200トンの濃縮りんご果汁は、すべて陝西省富平県産の良質なりんごを加工したもので、果物加工企業の富平中魯果蔬汁有限公司によるもの。同社は中国国内の濃縮果汁業界において業界をリードする中国国投中魯果汁股份有限公司(以下「中魯果汁」という)の完全子会社であり、中魯果汁の製品はアメリカ、カナダ、オーストラリア、日本など20余りの国に輸出され消費されている。



長安号果汁専用列車

中国国投高新産業投資有限公司董事長・潘勇は「我々が加工したりんご果汁が今回初めて長安号で輸送され、またロシアに対する輸出も当社として初の事例となった。以前はりんご果汁の輸出において、まず鉄道で青島港、天津港まで輸送し、その後、海上輸送でヨーロッパまで運んでおり、輸送に約40日余りかけていたが、今回はたった12日間で輸送することができ、3分の2以上の時間短縮となり、物流コストも大幅に下がった。」と今回の長安号専用列車による輸送メリットを語った。今後、同社は西安港を輸出拠点とし、積極的に「一帯一路」沿線国のマーケットを開拓する予定で、陝西省の優れた産業や製品をさらに外部へ発信することで、三農問題(農民・農業・農村)への手助けをし、「一帯一路」建設に協力していく考えだ。

今回、りんご果汁を輸入したロシア企業の中国責任者は「長安号を利用してりんご果汁を輸送することは、歴史的に見て大きな成果である。輸送時間とコストの大幅削減を達成することができ、且つ高い品質のまま輸送できることで、より一層マーケットと消費者の声に応えることができた。陝西省はりんごの一大生産地であり、果汁の品質が良く、今年の年末までに2万トンのりんご果汁をロシアに輸出したい。」と今後の展望を語った。ある調査によると、全世界で飲まれているりんご果汁のうち3分の1は陝西省産のものと言われ、果汁の輸出量は世界第一位となっているが、今回の輸送方法を駆使することで輸出量の更なる増加が期待される。

長安号は企業からのニーズに応えるために、各種専用列車の運営に力を入れており、既に中古車輸出専用列車、越境EC専用列車などを運営している。これら専用列車の運営は、陝西省と西安市の物流面における優位性となり且つ他地区との差別化に繋がり、経済面や貿易面で大きな支えとなっている。また長安号の安定した成長も同省・市の成長を支えており、今年の1-7月の長安号の累計運行本数は1,073便に達し、運行量、積載率、貨物輸送量など重要な項目において全国の最前列にランクインすることとなった。

西安国際港務区管理委員会主任・孫芸民は「中央アジアの小麦、油脂、緑豆、蜂蜜やヨーロッパのワイン、粉ミルクなどの農産物や加工品が長安号を利用して中国に輸入され、中国の一般家庭の食卓を彩っている。また、陝西省のりんご果汁、茯苓茶(ぶくりょう※サルノコシカケ科のマツホド菌の菌核を乾燥し外皮を除いたもの)などの良質な農産品も長安号を利用し、一帯一路沿線国・地域に輸入されている。」と述べた。

今回の果汁専用列車の運行開始は、陝西省の良質な農産品を世界により広めるための物流面における新たな効率的手法となり、陝西省と西安市が対外向けに展開する経済活動の支柱となるであろう。

レポーター



東海日中西安デスク
代表 賈育林
(西安国際港務区
投資合作促進局 局長助理)

北京・LINDAの知財権便り

～中国国家知識産権局、 上半期のデータを発表～

北京林達劉知識産権代理事務所
社長 弁理士 劉 新宇

7月9日、中国国家知識産権局は北京で定例発表会を開催し、特許、商標、地理的表示、集積回路の回路配置の上半期統計データ及びこれらのデータから見られる中国知的財産権事業の発展傾向及び進捗を発表した。

データによると、上半期における中国知的財産権の主要指標は事業発展の目標を達成し、知的財産権の総合的な実力が着実に向上することとなった。

1. 主な統計データ

<特許>

上半期の中国発明特許の出願件数は前年同期比9.4%減の64.9万件で、登録件数は同9.9%増の23.8万件、うち国内発明特許の登録件数は19.2万件だった。登録された国内発明特許のうち、職務発明は18.3万件と全体の95.2%を占め、非職務発明は0.9万件と4.8%を占めた。上半期中国国内企業(香港、マカオ、台湾を除く)の発明特許登録件数ランキング・トップ3は、上から華為技術有限公司(2,314件)、中国石油化工股份有限公司(1,595件)、OPPO広東移動通信有限公司(1,312件)の順となった。

2019年6月末まで、中国国内(香港、マカオ、台湾を除く)の発明特許保有件数は174万件で、1万人あたりの発明特許保有件数は12.5件に達した。1万人あたりの発明特許保有件数省別ランキング・

トップ3は、上から北京市(121.8件)、上海市(50.9件)、江蘇省(28.5件)の順となった。

上半期、PCT出願の受理件数は前年同期比4.9%増の2.4万件となった。うち、中国出願人によるPCT出願件数は同2.8%増の2.2万件であった。上半期、PCT出願の受理件数省別ランキング・トップ3は、上から広東省(9,807件)、北京市(3,179件)、江蘇省(1,920件)の順となった。

上半期、不服審判請求の受理件数は前年同期比22.9%増の2.3万件で、結審された不服審判請求件数は同11.0%増の1.7万件だった。無効審判請求の受理件数は前年同期比12.8%増の0.28万件で、結審された無効審判請求件数は同18.9%増の0.29万件であった。

上半期、中国発明特許の審査期間は22.7ヶ月、高価値特許の審査期間は20.5ヶ月、実用新案の審査期間は6.2ヶ月、意匠特許の審査期間は4ヶ月、特許不服審判請求の審査期間は11.7ヶ月、特許無効審判請求の審査期間は5ヶ月であった。

<商標>

上半期、中国商標登録の出願件数は前年同期比4.1%減の343.8万件で、商標の登録件数は同67.8%増の351.5万件であった。2019年6月末までにおける中国で有効な商標登録件数は前年同期比35.3%増の2,274.3万件で、平均5.2戸の市場主体毎に1件の有効商標を保有している。

上半期、各種類の商標審判案件の請求件数は19.8万件で、結審された件数は15.9万件だった。中国出願人のマドリッド・プロトコルによる国際登録の出願件数は2,849件であった。2019年6月末まで、中国出願人のマドリッド・プロトコルによる国際登録の有効件数は3.5万件であった。

上半期、商標登録の平均審査期間は5ヶ月以内に短縮、商標譲渡の審査期間は4ヶ月以内に短縮、商標拒絶査定不服審判請求の平均審査期間は7ヶ月以内に短縮、商標変更・更新の審査期間及び商標登録受理通知書の発行期間は1ヶ月以内に短縮された。

<地理的表示>

上半期、承認された地理的表示の登録件数は229件で、地理的表示商品の専用マークの使用を許可された企業は116社であった。2019年6月末まで、地理的表示商品の登録件数は累計5,090件、承認された地理的表示の登録件数は累計2,380件(海外地理的表示を61件含む)、地理的表示商品の専用マークの使用を許可された企業は累計8,295社、国家レベルの地理的表示商品の保護模範区を24ヵ所建設した。

<集積回路の回路配置>

上半期、集積回路の回路配置の登録申請は前年同期比45.7%増の2,904件で、登録件数は同52.0%増の2,487件であった。

<知的財産権の保護及び運用>

上半期における中国特許、商標行政取り締まりについては総合的な執行を実現し、特許権侵害詐称事件6,529件、商標違法事件1.15万件を取り締まった。

上半期、中国における特許、商標の新規質権設定融資額は前年同期比2.5%増の583.5億元で、質権設定融資項目件数は同21.6%増の3,086件であった。うち、特許質権設定融資額は404億元、質権設定融資項目件数は2,709件で、1.3万件の特許に関わった。

2. 主な特徴

上半期の統計データは主に5つの特徴が現れている。

第一に、1万人あたりの発明特許の保有件数は中国国家の「第13次5ヵ年計画」に確定した目標を事前に達成した。

2019年6月末まで、中国1万人あたりの発明特許の保有件数は12.5件に達し、2018年末より1件増加し、「第13次5ヵ年計画」に確定した12件の目標を事前に達成した。

第二に、外国出願人による知的財産権の出願件数が着実に成長している。

上半期、外国人による発明特許の出願件数は前年同期比8.6%増の7.8万件で、外国人による商標の出願件数は同15.4%増の12.7万件であった。国際社会が中国の知的財産権保護を信頼しているということが、外国人による発明特許、商標の出願件数が着実に成長していることから分かる。

第三に、中国国内発明特許出願の構成は絶えず最適化されている。

上半期、国内発明特許出願のうち、職務発明の占める割合は、前年同期比より5.7%増の91.2%であった。個人による発明特許の占める割合は継続的に低下し、前年同期比より46%減となった。中国国内発明特許出願の構成が絶えず最適化されていることが上記から分かる。

第四に、知的財産権の審査期間は継続的に短縮されている。

上半期、中国高価値特許の審査期間は年初より0.5ヶ月短縮され、商標登録の平均審査期間は年初より1ヶ月短縮された。中国国家知識産権局が国务院による「放管服改革」(行政のスリム化と権限委譲、緩和と管理の結合、サービスの最適化)を実行、深化させ、知的財産権審査登録期間を全力で短縮させる仕事が効果を得たことが上記から分かる。

第五に、中国の知的財産権の運用効果と利益が大幅に向上された。

上半期、中国の特許質権設定融資項目件数は前年同期比33%増で、そのうち、融資金額が1,000万元以下の小額特許質権設定融資項目の占める割合は68.6%であった。より多くのイノベーション型中小企業が知的財産権質権設定で融資を獲得し、知的財産権運用の効率と利益が大幅に向上されたことが上記から分かる。

(情報元：国家知識産権局)

撤退スキームの論点及び土地政策と移転

(株)アウトバウンド・マネジメント

代表取締役 日上 正之

1. 撤退スキームの論点

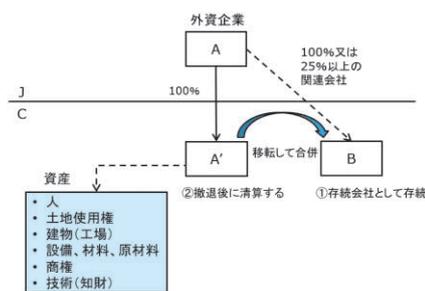
中国国内の景気後退に加え、アメリカとの貿易戦争が重なり、とりわけ米国へ製品や半製品を輸出する商流かまたは米国から中国へ輸出する商流で中国事業を回してきた日系企業に対して、事業縮小や事業停止に留まらず、最終的には撤退せざるを得ないという選択肢を選ばざるを得ない場合が出て来ると散見されます。最近になって中国事業を継続するために事業縮小(リストラ)を行うことで何とか現地事業を持たせているという傾向が強くなってきていると痛感されます。

一般的に事業再編の観点から、グループ企業を中国内にそれなりに有しており特殊再編税制の活用【1】をも勘案した場合、前回撤退スキームとして述べた1；持分譲渡、2；普通清算、3；破産清算、のスキーム以外に、以下のスキームを挙げることができます。

①；現行現地法人をそのまま残し移転を前提とした合併

合併に関して説明しますと、この再編は対象会社を消滅会社とする吸収合併です。合併には、貸借対照表上、合併企業の総投資額と被合併企業の総投資額の和とされ、登録資本金額も両企業の和とされ、企業所得税の優遇税制や免税処置を引き継げるとか、欠損金を補填期限内は引き継ぐといったメリットがあり、手続きもそれほど困難さを伴うものではありません。

しかしながら、現在地の対象会社が移転し管轄地



からなくなることに、法令上では明記されていないものの、適格合併の本来の意味を有さず、事実上の「資産譲渡+会社清算」と何ら変わらず、過去の事例からすれば対象会社に対して税務当局から「解散清算」手続きとほぼ同じ手続きを要求される可能性が高いです。【2】

移転ですが、過去の弊社の経験から申し上げて、会社の移転は、税務局及び税関等の各行政部門の管轄が同一である場合には大きな問題は起きにくいですが、管轄を跨ぐ場合にはかなりの時間と労力が掛かります。たとえば上海市内であったとしても、同じ市内の区を跨ぐ移転でさえも困難を極める場合があります。基本的に中国の管轄ではセクト主義が一貫しており、言わば管轄としての「逸失利益」(将来的な税収等)に固執するのが常です。背景には、税収徴収方法が上納システムを取っており、税金は地方が徴収して取分を自分で控除し、残りを中央に上納する仕組みであることが原因となっており、言わば管轄の企業は金の卵を産む鶏であり、それが逃げることを嫌っているという構造です。

つまり、「転入地(先)」の審査や認可は容易ですが、「転出地(元)」の各種登記関係の抹消はかなり困難です。転入地での審査には、そもそも転出地でのすべての登記抹消証明が必要となるが、なかなか入手できないため、転入地での審査の書類が完備されず進捗しないのが実態です。典型的な例として「発票」は管轄の税務局が発行するのですが、転出元の税務抹消手続きに伴いすべての発票を返却しなければならず、転入先の税務局で再登記して新しい発票が発行できない期間が3カ月以上かかるような場合があります。あるいは転出元の発票をずっと使用しなければならないような場合もあります。

また人事的には、移転の場合、社会保険の地域を

1 グループ内での特殊再編税制(簿価での課税の繰延べ再編通達；財税[2009]59号から公告[2015]48号まで)の活用は日本より前提条件は多少緩いものの、実際問題として再編方策として活用されている事例が少ないため、ここで詳細を説明するのは割愛します。

2 完全な解散清算の手続きを要求されると言うよりも、それなりに簡略化された手続きになる可能性はあります。あとは、管轄税務当局との交渉如何によります。

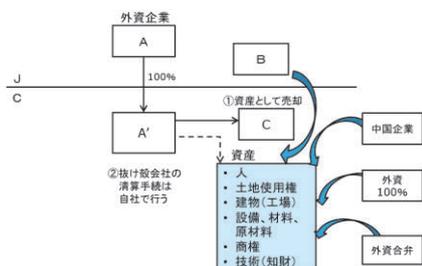
跨ぐ通算(引継ぎ)自体が中国は不可能な場合が多いため、一度労働契約解除(リストラ)を行わなければならないのが通常です。

②；現行法人を消滅させ生産機能を統合した事業譲渡
事業譲渡を行う場合、事業全体(資産、営業行為、人、債権債務等)の「一括譲渡」が行われ、また特徴として譲渡対価は持分譲渡のように出資者たる親会社(株主)ではなく、譲渡側である対象会社に支払われること、法人格承継が発生しないこと、等が挙げられます。

現行の中国法令からすれば、事業譲渡に関しては日本法で言う「事業譲渡」や「営業譲渡」の概念は存在しておらず、あくまでも実務上での再編方法としての認識でしかありません。

したがって、正確な法的手続きは存在していないため、管轄の政府部門に事前確認を行いながら進捗させる必要があります。

この再編で注意しなければならない点は、かなり持分譲渡と似たような事業譲渡の手続きを行った上で、さらに対象会社の解散清算を「抜け殻会社」となった自社で行わなければならない点です。したがって、譲渡した売却金額が対象会社に入金されるものの、解散清算としての費用が掛かるといふ点は二律背反的な再編となります。



2. 土地政策と移転

あまり日本ではその詳細が照会されていないのですが、土地政策に関しては2020年までの時限立法として「198政策、194政策、104政策」と言う上海市既存工業用地に関する環境政策を優先した立退き移転政策があります。198地域とは、政府が指定する104ヶ所の工業地域(いわゆる「104地域」である)と104地域以外に上海市土地利用計画に適合する工業建設用地(いわゆる「195地域」である)を除いた残りのすべての工業土地を指しており、その総面積が計198km²あるので、通称「198地域」と言われています。実際、非公式な統計によれば、198地域に既存する

工業土地はその80%以上が農村集団土地であり、現行の土地利用計画ではその総量を減らす方針であると言われています。

上海市政府は工業用地の総量増加を抑え、既存工業用地の産出効率を高めるため、2014年から「198地域の減量化政策」を打ち出し、198地域の工業土地を減らし、農業用地に戻すことを実施してきています。当該政策により、その地域に既存する建物の増築や改造はほとんど認められなくなり、その地域にある企業は、移転や立ち退きを命じられることが多くなっており、従い、仮に対象会社がこのような政策の下にある場合はその土地の使用権延期を申請しても認められる可能性はかなり低いと思われます。

現状、2000年までに進出された日系企業は、実態としてこの198地域に該当している農村集団土地である場合が相当数あると推定されます。

外商投資企業が使用している農村集団土地使用権はその使用期間が満了となる場合、政府が無償で回収することができるとの規定がありますが、実務での事例は少ないと思われます。しかも、仮に土地を無償にて回収する規定があるものの、その上に建てられた建物の処分について一切定められていないため、対象会社の工場建物は合法建築物としてその所有権を対象会社に登記されていれば、政府が回収する場合、法的に補償を支払わなければならないと思われます。



なお期間満了前に政府より立ち退きを命じられた場合、「上海市集団土地房屋徵收暫定規定」(滬府發【2011】75号、2011年11月4日発効)に基づき、政府は企業に対し補償金を支払わなければなりません。実務では、補償金は原則として政府が指定する評価機関により評価された建物や土地及び附属設備の評価価値に基づき、政府と交渉することになりますが、減量化政策のために用意された上海市政府の資金総額は過不足のため、十分な補償が支払われていないのが現状です。

しかしながら、一部の開発区においては、上海市政府から下りてきている予算状況が非常に潤沢であり、交渉次第では相当の補償金を獲得できている開

発区も幾つかありますので、この減量化政策(立退き移転政策)による補償金を原資として首尾よく他の地域(とは言え、基本的には逸失利益の原則から

同じ管轄区内での移転を条件とする)へ移転することができる事例も出て来ております。



<執筆者プロフィール>

(株)アウトバウンド・マネジメント代表取締役 ^{ヒカミ} 日 上 正 之

青山監査法人プライスウォーターハウス(現PwCあらた有限責任監査法人)に入所後、国際税務チームに所属。国際事業開発室を経て、プライスウォーターハウス香港事務所に出向。さらに1993年に設立後間もない同上海事務所の「初代日本人駐在員」となり、日系企業クライアントゼロの段階から200社超のレベルに立上げ、PwC上海事務所日系企業部の礎を構築する。帰国後はEY税理士法人(取締役)、KPMG税理士法人(ディレクター)、さらに法務・会計・税務のワンストップサービスを目指しキャストコンサルティング取締役・代表取締役社長(上海董事長)を経て、アウトバウンド・マネジメント代表取締役社長。国税庁税務大学校、東京国税、大阪国税他札幌、仙台、金沢、名古屋、熊本国税局等の元非常勤講師。

<中国短信>

◆米中の制裁合戦、更に激化へ

トランプ米大統領は8月23日、2,500億ドル分の中国製品に課している制裁関税を10月1日より現在の25%から30%に引き上げると発表した。更に9月1日より3,000億ドル相当の中国製品に課す「第4弾」の追加関税を当初の10%から15%にすると発表した。8月8日以降、人民元の対米ドル基準値が1ドル7元を下回る元安水準での設定が続く中、米国は中国を「為替操作国」と認定、輸入関税の更なる上乘せが予想されていた。

一方、中国国務院関税税則委員会は8月23日、米国で製造された自動車と部品に対する輸入関税の引き上げ再開を発表した。今年12月15日から該当製品に5～25%の追加関税を再び課すという。

◆中国企業トップ500を発表

中国企業連合会等は9月1日、2018年の中国企業(国有と民営)の売上高ランキングをまとめた「2019中国企業500強」を発表した。

総合トップ500では、中国石油化工集团公司(鉱業)が1位で売上高は2兆7,428億元だった。2位以下は、中国石油天然気集团有限公司(石油・ガス)、国家电网有限公司(電気)、中国建筑股份有限公司(建設)、中国工商银行股份有限公司(金融)の順に続き、1位から6位までが大台となる売上高1兆元を超えた。またトップ500の総売上高が79.1兆元

と前年より11.1%増となり、売上高が1,000億元を超えた企業は前年の172社から22社増の194社と全体の底上げが見られた。民営企業からは6位に中国平安保険、15位にファーウェイ、45位にアリババがランクインするなど、トップ500に民営企業が235社を占め、国有企業の265社に接近した。トップ500の地域別では、北京市が98社と最多で、上海市31社、深圳市28社、広州市23社と続いた。

先の米経済誌・フォーチュンによる世界企業トップ500では、中国企業が129社(前年比9社増)ランクインし、米国企業(121社)を初めて追い抜いくなど近年は中国勢の躍進が顕著となっている。

◆2段階申告の試験運用が自貿区で開始

国税関総署は、輸入貨物の通関における2段階申告制(中国語：両歩申報)の試験運用を一部の指定エリアにて開始することを明らかにした。

2段階申告制は、輸入申告を「概要申告」と「完全申告」の2段階に分け、企業が「概要申告」で必要最低限の情報だけを申告すれば、検査が行われない貨物については直ちに輸入許可(貨物の受け取り)が可能となる。申告時に貨物に関する全ての書類・情報の提出が必要だった従来と比べて通関時間が劇的に短縮でき、通関の効率化で物流コストの削減も見込めるという。

8月23日、浙江省舟山市の中国(浙江)自由貿易試験区で2段階申告制の運用が初めて導入されたのを皮切りに、近日中にも寧波、青島、黃埔、深圳などの税関で相次いで導入予定で、年末までに全国展開する見込みとなっている。

◆預金準備率を引き下げ、8ヵ月ぶり

中国人民銀行(中央銀行)は9月6日、市中銀行から強制的に預かる資金の比率である預金準備率を9月16日から0.5ポイント引き下げるとした。大手銀行から中小銀行まで全ての銀行が対象となる預金準備率の引き下げは今年1月以来約8ヵ月ぶり、大手銀行の預金準備率は13.5%から13%になる。

更に都市商業銀行(日本の地銀に相当)に対して、10月15日と11月15日の2回に分け0.5ポイントずつ合計1ポイントを引き下げるとした。今回の引き下げによって市場に9,000億元(約13兆円)を供給する効果があるとされる。米中貿易摩擦による中国経済の下押し圧力が高まる中、景気の下支えを強める狙いとされる。

◆対米報復関税の除外品目を発表、第1弾は16品目

中国国務院関税税則委員会は9月11日、米国からの輸入品に課している報復追加関税について、適用除外となる第1弾の16品目を発表した。

同委員会は5月13日の時点で「対米追加関税賦課商品適用除外業務試行弁法」による追加関税の対象品目の適用除外措置の試行を発表、適用除外申請期間を第1期と第2期に分け、第1期では中国が昨年7~8月に発動した500億ドル分の追加関税・計734品目について、7月5日まで申請を受け付けていたが、その結果16品目が対象となった。税率引き上げに伴う国内産業への打撃緩和になると見られる。

今回、対象となったのは、潤滑油、グリース、飼料用魚粉、非イオン型有機界面活性剤などで、除外期間は2019年9月17日~2020年9月16日までの1年間。

うち、12品目については、輸入者が既に支払った追加関税の還付がされるという。

◆中国外資導入、単月件数が4割減に

中国商務部は9月12日、今年1~8月までの外資導入実績を発表した。中国への新規進出件数は、前年同期比33%減(当センターが過去のデータより算出)の27,704件、外資導入額は3.2%増の892.6億ドルであった。

8月単月の外資導入額は前年同月比0.3%増の104.6億ドルで、件数は非公表だったがセンター算出では40%減の3,654件であった。

米中貿易摩擦で、米国が中国に対して輸入関税を引き上げた昨年7月以降、外資による新規設立件数の鈍化・減少が顕著だ。特に8月単月の件数は、過去1年の前年同月比で最大となる4割減となったが、外資導入額は外資導入緩和策の効果で微増となった。

◆遼寧省、最低賃金を引き上げ

遼寧省が、11月1日から最低賃金を引き上げると発表した。実施されれば同省の改定は2018年1月以来となる。

現行では瀋陽市、大連市など一類地区が1,620元、二類地区が1,420元、三類地区が1,300元、四類地区が1,120元となっているが、改定後はそれぞれ1,810元(11.7%増)、1,610元(13.4%増)、1,480元(13.8%増)、1,300元(16.1%増)に引き上げる。19年以降では北京市、上海市、重慶市、陝西省の4省市に続く改定となる。現在、6省市が月当たりの最低賃金で2,000元を超えており、最も高いのは上海市の2,420元となっている。年内に引き上げが予想されるのは16年7月以降改定がない河北省や、前回の改定から2年が経過する青海省、天津市、福建省、湖南省、貴州省、甘粛省など。

◆工業製品生産許可証が緩和

中国国務院は9月18日、「工業製品の生産許可証管理目録における事中事後監督管理の強化に関する国務院の決定」を発表した。

生産許可証には、特定業種の生産を対象としている「安全生産許可証」、特定製品の生産を対象とする「工業製品生産許可証」があり、危険化学品を取り扱う企業によってはいずれの取得も必要な場合があり、許可証のない状態での生産は行政処罰の対象となる。

今回は、「工業製品生産許可証」のうち、内燃機関(エンジン)、軸受用鋼材、自動車用ブレーキオイルを含む13類が廃止となった。

調整後も、建築用鉄筋、セメント、危険化学品、化学肥料を含む全10類は引き続き生産許可証が必要となる。うち、衛星放送の受信設備と無線放送の送信設備は部分的な廃止の上、統合された(表)。

生産許可証制度は1980年代に制定され、ピーク時は487類が対象だったが徐々に縮小されてきた。今回も事実上の規制緩和で、市場参入のハードルを引き下げることが狙いとされる。

中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易(日本側統計)

単位：億円、%

年月	輸出		輸入		差引	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	備考
2013年	126,252	9.7	176,600	17.4	▲50,348	赤字拡大
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年9月	11,771	▲6.7	16,181	▲1.0	▲4,411	赤字拡大
2019年1-9月	106,357	▲8.6	137,221	▲0.7	▲30,864	赤字拡大

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

9月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
輸出	総額	63,685	100.0	
	内訳	アメリカ	11,874	18.6
		E U	7,289	11.4
		アジア	34,460	54.1
		うち中国	11,771	18.5
輸入	総額	64,915	100.0	
	内訳	アメリカ	6,233	9.6
		E U	8,562	13.2
		アジア	31,851	49.1
		うち中国	16,181	24.9

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

9月の主な増減品目

単位：%、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1 半導体等電子部品	19.3	1.2
		2 自動車	16.4	0.8
	減少	1 自動車の部分品	▲31.6	▲2.0
		2 半導体等製造装置	▲25.0	▲1.8
		3 鉱物性燃料	▲46.7	▲0.7
	輸入	増加	1 電算機類(含周辺機器)	22.1
2 音響映像機器(含部品)			14.7	0.5
減少		1 衣類・同付属品	▲10.0	▲1.3
		2 通信機	▲7.5	▲1.1
		3 原動機	▲46.4	▲0.4

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、%

年月	輸出			輸入			差引	
	金額	伸率	全国比	金額	伸率	全国比	金額	備考
2013年	23,913	16.1	18.9	20,971	7.5	11.9	2,942	黒字拡大
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年9月	2,078	▲20.9	17.7	1,822	▲15.8	11.3	255	黒字縮小
2019年1-9月	20,356	▲9.2	19.1	16,809	▲2.2	12.2	3,547	黒字縮小

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

9月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金額	構成比	
輸出	総額	15,202	100.0	
	内訳	アメリカ	3,932	25.9
		E U	2,208	14.5
		アジア	5,597	36.8
		うち中国	2,078	13.7
輸入	総額	8,286	100.0	
	内訳	アメリカ	753	9.1
		E U	1,072	12.9
		アジア	4,174	50.4
		うち中国	1,822	22.0

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

9月の主な増減品目

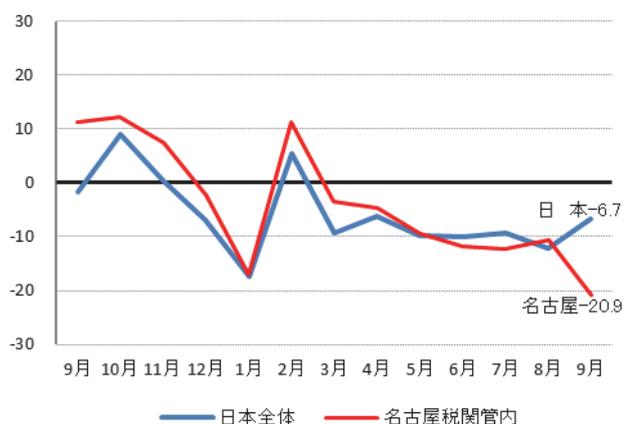
単位：%、ポイント

		概況品名	伸率	寄与度
輸出	減少	1 自動車の部分品	▲34.7	▲8.7
		2 金属加工機械	▲54.9	▲2.2
輸入	減少	1 通信機	▲80.7	▲4.5
		2 衣類及び同付属品	▲18.4	▲2.9
		3 原動機	▲75.4	▲2.0

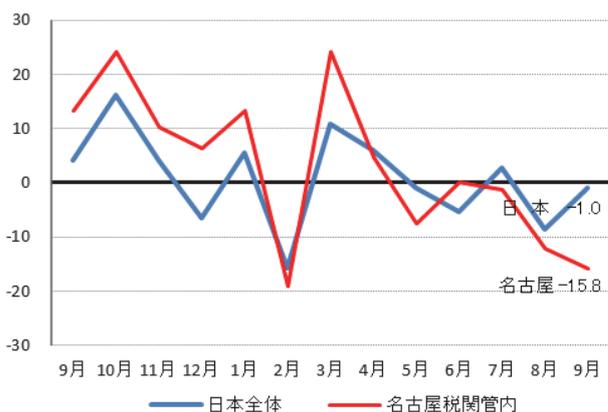
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

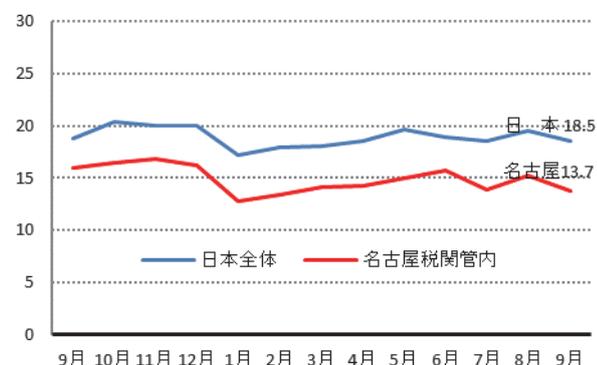
中国への輸出額の月別伸率(%)



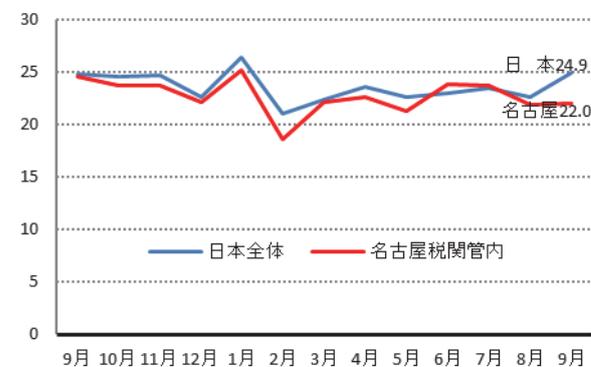
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2013年	22,100	7.9	19,503	7.3
2014年	23,427	6.1	19,602	0.4
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年9月	2,181	▲3.2	1,785	▲8.5
2019年1-9月	18,251	▲0.1	15,267	▲5.0

出所：中国税関総署

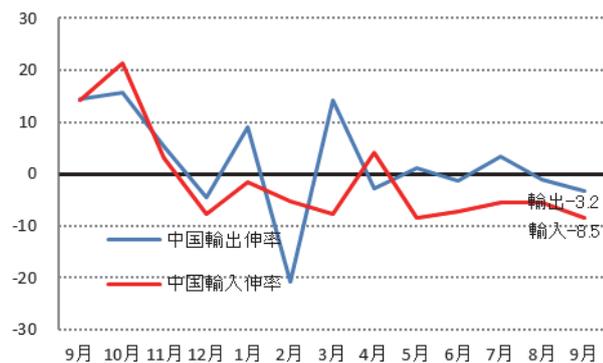
中国の外資導入

単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

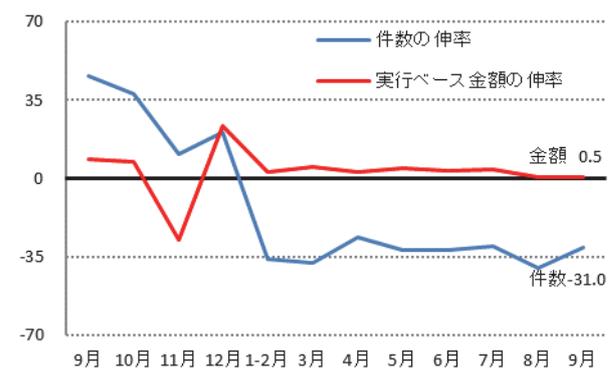
年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2013年	24,925	▲8.6	1,175.9	5.3
2014年	22,773	4.4	1,195.6	1.7
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年9月	3,167	▲31.0	115.2	0.5
2019年1-9月	30,871	▲32.8	1,007.8	2.9

出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。
(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の月別伸率(%)



中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	9月	1-9月
消費者物価指数	3.0	2.5
うち都市	2.8	2.4
農村	3.6	2.6
うち食品	11.2	6.5
食品以外	1.0	1.5
うち消費財	4.0	2.8
サービス	1.3	1.9

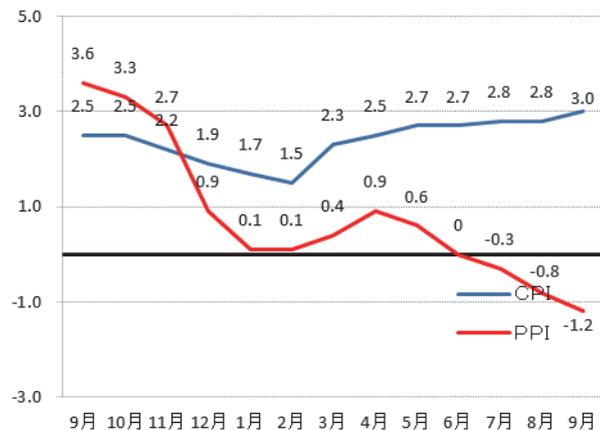
出所：中国国家統計局

工業生産者物価指数PPI (%)

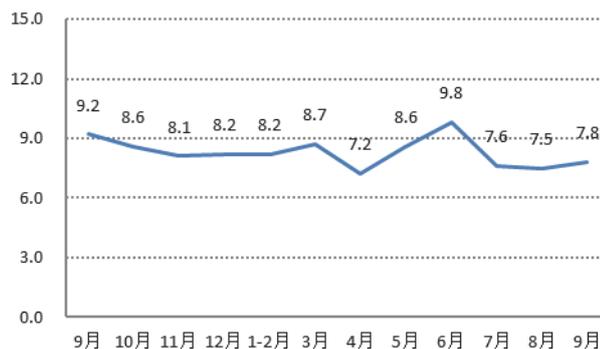
	9月	1-9月
工業生産者物価指数(PPI)	-1.2	0
うち生産資材	-2.0	-0.3
うち採掘	0.6	3.3
原材料	-4.8	-2.0
加工	-1.2	0
生活資材	1.1	0.8
うち食品	3.3	1.9
衣類	0.9	1.4
一般日用品	0.8	0.5
耐久消費財	-1.8	-1.0
工業生産者仕入物価指数	-1.7	-0.3
うち燃料、動力類	-4.2	-0.7

※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家統計局

CPIとPPIの月別推移(%)



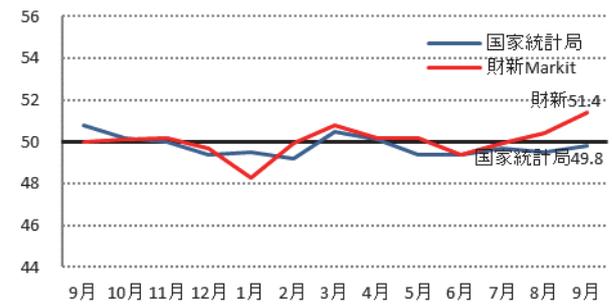
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家統計局

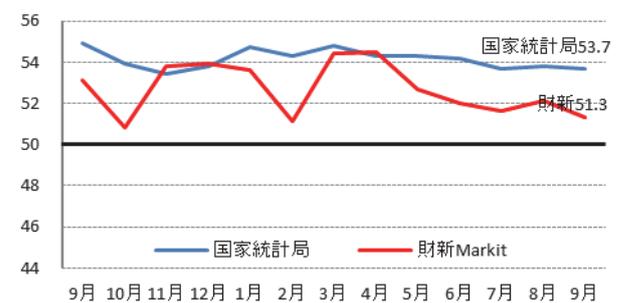
中国の景気先行指数

製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業)PMI



中国の固定資産投資

1-9月分月の固定資産投資

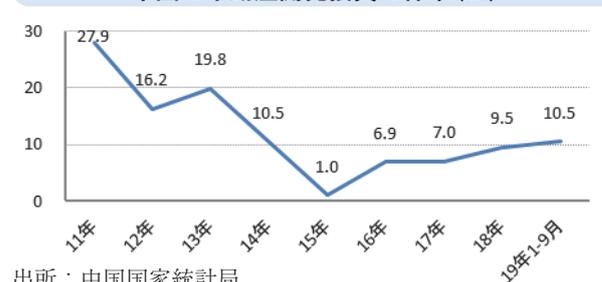
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		461,204	5.4
産業別	第一次	11,566	▲2.1
	第二次	138,361	2.0
	第三次	311,277	7.2
地域別	東部	N/A	4.0
	中部	N/A	9.1
	西部	N/A	5.5
	東北	N/A	▲4.6

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

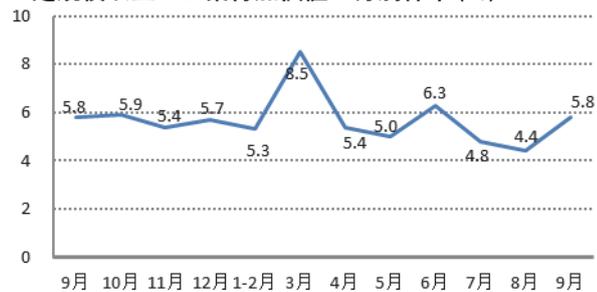
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	9月	1-9月
一定規模以上の工業生産	5.8	5.6
内訳 鉱業	8.1	4.6
製造業	5.6	5.9
電気・ガス・熱・水生産供給業	5.9	7.0
内訳 国有企業	4.9	4.7
株式制企業	6.9	6.9
外資系企業	2.9	1.4
私営企業	6.7	8.0

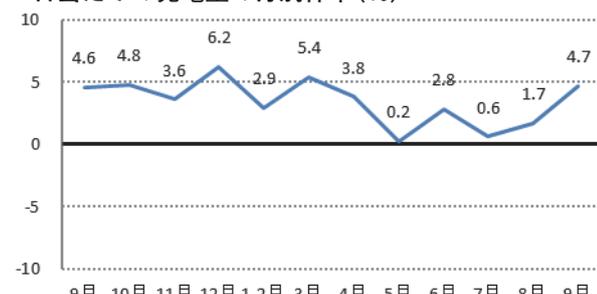
出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



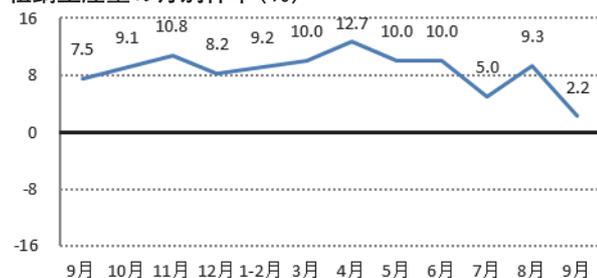
出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

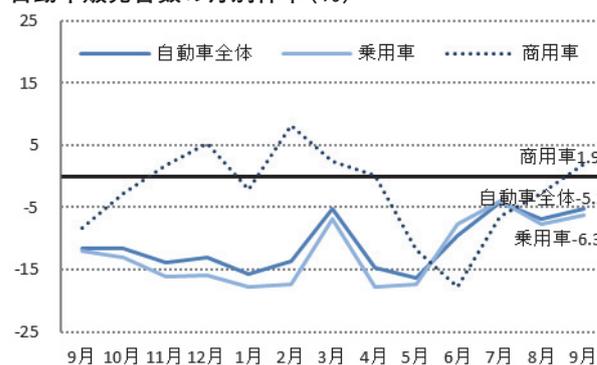
中国の自動車販売台数

台数：万台

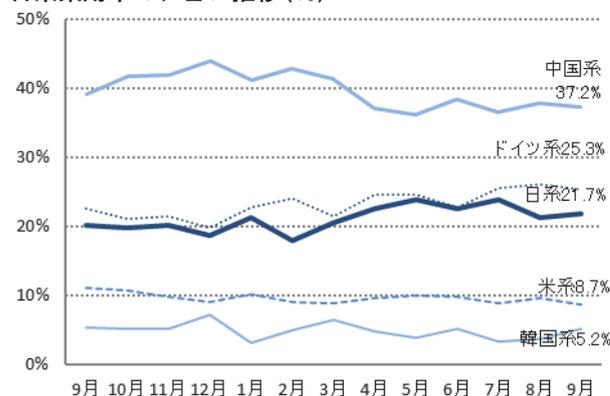
年月	自動車	
	乗用車	商用車
2013年	2,198	406
2014年	2,349	379
2015年	2,460	345
2016年	2,803	365
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
19年9月	227	34
19年1-9月	1,837	312

出所：中国汽车工業協会 ※中国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)



日系乗用車のシェア推移(%)



中国からの訪日旅行客数



出所：日本政府観光局